

受付年月日	4. 6. 13	付託委員会	建設公営企業
提出者			
提出者からの説明希望の有無			有・ <input type="checkbox"/> 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>市道の早期改修の実施について</u></p> <p>(要旨)</p> <p>東近文町内会、錦町町内会（以下「両町内会」という。）に接する旭川市錦町11丁目1124-4から錦町14丁目2976-24までの区間の市道は、簡易舗装工事後30年以上経過しており、その間300か所以上の部分補修を繰り返している。</p> <p>しかし、路盤の整備が不十分と思われるため、毎年、舗装の剥離、亀裂等が多数発生しており、路面の凹凸も大きく、地域住民は日々の通行に多大な支障を来している。また、歩道も整備されておらず、歩行者、自転車などの通行も危険な状態である。</p> <p>市の担当部署には過去、数回にわたり改修工事をお願いしており、平成13年11月には、道路路盤がぜい弱で凹凸が大きく交通に支障があること、児童生徒の通学路であり交通事故の危険性が高いことから、両町内会として市長宛てに文書により対応を要請したが、道路内の私有地の関係などから全面改修は難しい旨回答された。</p> <p>今般、当該市道の早期の改修を求める両町内会会員530名余りの署名が集まっており、旭川市の迅速な対応を求めるものである。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 当該市道の全面改修をすること。ただし、全面改修が難しい場合は、旭川市が所有する部分の道路だけでも改修を行うこと。</p>			